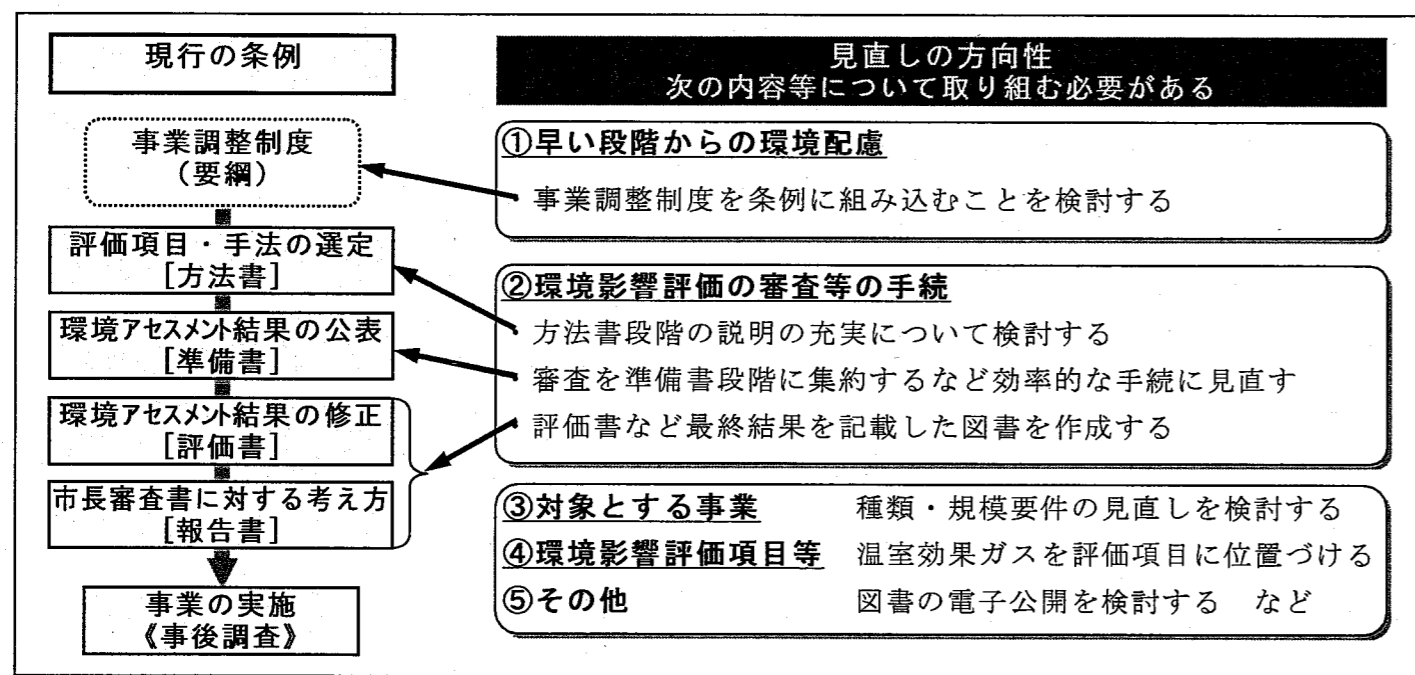


環境影響評価に関する制度のあり方について  
－横浜市環境創造審議会における検討及び意見募集の状況－

1 検討の経緯

「横浜市環境影響評価条例」(平成 11 年施行)は、施行から 10 年を経過することから、社会状況の変化や運用上の課題などに対応するため、平成 21 年 6 月から、制度のあり方について環境創造審議会にて検討を進めています。11 月に中間とりまとめを行い、12 月から市民意見の募集が行われました。

2 中間とりまとめの概要 (内容は右ページ参照)



3 中間とりまとめに対する意見募集の状況

(1) 募集期間及び応募件数

平成 21 年 12 月 14 日から平成 22 年 1 月 15 日まで意見募集、応募総数は 65 件

(2) 主な意見

- ・事業の計画策定の早い段階で計画を公表し、市民の意見を聴くことが重要である。
- ・方法書よりも前の段階で事業の計画を公表することにより、混乱が生じる懸念がある。
- ・準備書以降の手続を整理することに賛成である。
- ・高層建築物の規模要件を見直すことは妥当である。
- ・他の種類の対象事業の規模要件の見直しも必要である。

4 今後の予定

環境創造審議会から 3 月中に答申をいただき、22 年度中に制度改正を行う予定です。

<参考>

環境創造審議会中間とりまとめの概要

(1)制度のあり方	
①早い段階からの環境配慮	
事前配慮の導入	・事業計画の立案段階で環境配慮を行う事業調整制度を、環境影響評価制度に組み込むことを検討 ・事業計画の立案段階で市民に計画を公表し、環境情報を入手 ・手続や配慮事項について検討、必要性の共有
戦略的環境アセスメント	・国や他自治体の動向等を情報収集し、検討を継続
②環境影響評価の審査等の手続	
ア 第 2 分類事業の判定	・事業調整制度を環境影響評価制度に組み込む検討と併せ、方法書前の手続の効率化を検討 ・判定基準の見直しを検討
イ 方法書の手続	・方法書段階の説明の充実について、法改正の動向に留意して検討
ウ 準備書及び評価書の手続	・現行の手続の効果を維持しつつ、効率的な手続への見直し ・最終的な環境影響評価の結果が記載された図書の作成 ・準備書段階で二度意見が述べられるなど、市民参加の機会を確保
エ 事後調査の手続	・事後調査結果について、市民への積極的な公表 ・情報提供の方法の工夫、他法令との重複に留意
③対象とする事業	
ア 事業の種類	・審査実績を踏まえ必要性や要件の妥当性を検討 ・汚染土壌処理施設について、許認可等の手続との調整を図りつつ検討
イ 事業の規模要件	・主に次の事業種について見直しを検討 高層建築物：計画的まちづくりが進められている地区における規模要件の見直し 電気工作物：多様な事業に対応した規模要件の検討 廃棄物処理施設：事業内容に対応した規模要件の検討 廃棄物の種類による区分けの見直し
④環境影響評価項目 及び 環境影響配慮項目	
	・各環境項目の位置づけや必要性、新たな項目の設定等について検討 ・温室効果ガスを評価項目に位置づけ
⑤その他の事項	
ア 長期未着手事業の取扱	・環境影響評価実施後、一定期間未着手の事業は再実施の協議を検討 ・一部施設の供用、工事中断についての対応
イ 都市計画手続との調整	・都市計画手続とのより綿密な調整
ウ 手続上の事業者によって事業を行う者の位置づけ	・事業実施に当たっての保全措置や事後調査の担保性を高めるため、事業を行う者の位置づけを明確化
エ 図書等の電子化	・情報管理に留意しつつ、図書全文の電子公開を検討 ・市民が読みやすく、理解しやすい図書作成の工夫
(2)法等との関係	
	・市長意見の取扱について、他都市と連携した取組 ・法改正の動向に留意、必要に応じた県との調整